

渡良瀬遊水地ロゴマーク選定委員会設置規程

(設置)

第1条 渡良瀬遊水地の価値や魅力をさらに高め、親しみを深めてもらうロゴマークのデザインを選定するため、渡良瀬遊水地保全・利活用協議会（以下、「協議会」という。）に渡良瀬遊水地ロゴマーク選定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) ロゴマークの選定に関する事。
- (2) その他必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、協議会の会長の職にある者を、副委員長は協議会の副会長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 第2項の職にある者を除く協議会規約別紙1に記載の国関係機関の長
- (2) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、ロゴマークが決定した日までとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理し、副委員長はその補佐をする。

2 委員長に事故のあるときは、副委員長が代理をする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長が招集し議長となり、所掌事項を審議決定する。ただし、委員長が委員会を開催することが困難と認めたときは、書類表決によって決することができるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、利根川上流河川事務所調査課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定める。

附 則

この規定は、平成28年9月16日から施行する。